

議会だより

かがみぶら

平成23年(2011)
2月15日発行

No.76



予定

放映予定

平成23年**3**月**1**日

ご自宅のテレビ11ch えんしんネット
で10時から完全生中継で
全てをご覧いただけます！！

主な内容

各議員による
“ここが知りたい” 一般質問

町長の施政方針演説
各議員の質疑応答

平成23年度の予算を審議します

さわやかに 歴史と未来の出逢うまち

3月定例会から

議会のテレビ中継 始まります！

3月定例会から中継開始 P.2

12月定例会、11月臨時会
付託審査報告 P.3

委員会報告 P.4

研究会報告
政治倫理条例4月1日から施行 P.5

政治倫理条例施行規則 P.6~7

一般質問 P.8~11

上郡橋完成記念 P.12

3月定例会から中継開始!!

どこまで進んだ？ 議会のテレビ中継準備

12月定例会では中継のための機器の設置が完了し、機器のテストと担当職員の訓練を兼ねて議事の撮像と録画が行われた。映像を録画したDVDが各議員に配られ、意見が求められた。

撮像用のカメラは議場内の4箇所（議長席の背後に2台、傍聴席の背後に2台）設置され、議長席背後のつい立の後ろに設けられた操作卓で操作される。4台のカメラで撮



▲ 議長席背後のカメラ（丸印、右側にも1台）

した画像の選択は操作に当たる職員が行い、選択された画像が議会中継として配信される。配信される画像は同時に録画され、再放映に供される。

3月定例会からの中継実施に慣れるために議員、職員に対する研修が、NHKから講師を呼び1月下旬に行われた。

なお、3月定例会では全ての議事の中継を行うので、放映の内容及びやり方につき町民各位は是非ともご意見を議会事務局宛お寄せ下さい。



▲ 操作卓で画面を見ながら操作する職員

「説明力」を磨く

○議員の研修

3月定例会（1日午前10時開会予定）から「えんしんネット」（11ch）による議会審議の実況放映が始まる。放映を通じ町民が審議内容を正しく理解できるよう、話し方についての議員研修（説明力講座）が1月25日に行われた。講師に（財）NHK放送研修センターの加藤昌男氏を迎え、(1)コミュニケーションの基本としての「話しことば」、(2)情報の整理と話の組み立て方、(3)「説明力」を磨くための実習、(4)「場面」に応じたことばの選択、の4項目につき指導を受けた。町民にとって議会がより身近になることを期待する。

○職員の研修

1月24日（月）から26日（水）にかけて、係長以上の職員を対象とした「説明力」向上のための研修が402会議室で実施された。この研修は、3月から予定している議



▲ NHK講師による説明力講座

会のテレビ中継に向けて、職員の「説明力」の向上を図ることを目的としている。講師は議員の研修と同じく（財）NHK放送研修センター日本語センターの加藤昌男氏で、研修は講義に加えオリエンテーションや実習を交えながらおこなわれた。「書き言葉と話し言葉はちがう」、「誰にも分かるようにやさしい言葉を使うことが大切」等の説明もあった。

付託審査報告

民生建設常任委員会 (12月13日)開催

○鳥獣被害防止総合対策事業

事業主体が地元から町へ。利益を受ける者が15%を負担。

問 事業主体の変更で町や地元のメリット、デメリットはあるのか。
答 施工者は誰が選定するのか。

答 町が一体的に発注することにより、事業費が均一化され、分担金の公平性が確保される。
 施工は地元負担で施工するので業者は地元が選定。



実施予定地区4地区(岩木、梨ヶ原、行頭、皆坂)
 総延長 1700m
 分担金徴収の対象は、原材料費(柵等)。
 当委員会は、全会一致で可決すべきと決した。

臨時会

11月29日開催

人事院勧告に従い、職員、特別職職員(常勤・町長、副町長、教育長)の給与、議員の報酬が左記のように改正された。

- ・職員 平均年間給与1・48%減(国家公務員・平均年間給与1.5%減)
- ・特別職職員(常勤) 期末手当4.0月分を3.8月に
- ・議会議員 期末手当4.0月分を3.8月に

12月定例会が12月8日から15日まで開かれ、諸報告、一般質問、後期高齢者医療広域連合議員の選挙の件、同意1件、議案6件、平成22年度一般会計及び特別会計補正予算7件、追加議案1件を審議し、すべて原案通りに承認、可決した。なお、一般質問では7名の議員が町当局の考えをたじた。また、11月29日に臨時会が開催され、「職員や特別職の給与、議員報酬等の条例の一部改正案」が可決された。

平成22年度予算の補正

(単位：千円)

会計名	補正前	補正額	補正後	主な補正理由
一般会計	6,960,129	43,572	7,003,701	人件費の補正、障害者介護給付費・訓練等給付費の扶助費増
国民健康保険事業会計(事業勘定)	1,789,755	△ 10,569	1,779,186	療養費の不足による補正
国民健康保険事業会計(直診勘定)	71,748	3,693	75,441	医薬品購入費の不足による補正
後期高齢者医療事業会計	216,402	△ 4,639	211,763	保険基盤安定負担金減額による補正
介護保険事業会計	1,289,336	△ 286	1,289,050	人事院勧告に伴う人件費、給付実績による保険給付費等の補正
水道事業会計	1,093,434	△ 193	1,093,241	人件費の補正
農業集落排水事業会計	327,771	△ 63	327,708	人件費の補正
公共下水道事業会計	915,237	△ 517	914,720	人件費の補正

同意案件

人権擁護委員の寺尾孝幸氏、岡村勢津子氏が平成23年3月31日で任期満了。引き続き両氏の同意を求める件が上程され、賛成多数で同意した。

住 所 船坂499
 氏 名 寺尾孝幸
 生年月日 昭和17年4月22日

住 所 井上15016
 氏 名 岡村勢津子
 生年月日 昭和20年2月22日

委員会報告

11月22日に総務文教常任委員会と民生建設常任委員会がそれぞれ開催され、各課が行っている事業等の進捗状況などが報告された。

総務文教常任委員会報告

○学校給食実施の基本方針

学校給食調査検討業務委託契約を(株)建設技術研修所と締結して事業費算定を行っている。事業費算定ができれば、パブリックコメントで町民から意見を求め、基本方針を定める。

〔質疑〕

問 ある程度の試算を示せ。

答 定住自立圏構想で出ている数値は、1,000食で施設建設費約5億円、年間運営費は8,000万円程度。

○地域公共交通対策事業

地区別の懇談会を終え、コンサルタントによる計画案を商工会、交通事業者と協議している。

公共交通対策協議会で公共交通総合連携計画案を作り、

3月に計画案を国に正式に提出する。

○東備西播定住自立圏形成推進事業

第6回形成推進協議会での上郡町に関する主な意見。

- ・上郡町民が赤穂市民病院を利用するとき、赤穂市民並みのサービスを受けることができるかどうかの問題は、重要な課題であり、今後2市1町で対応できるかどうか検討する。
- ・上郡町の給食については、関係課で検討委員会を立ち上げ、事業費の積算や手法を検討中。

〔質疑〕

問 市民病院利用の費用格差の解消について、町が総合病院を建設運営することを

考えれば、応分の負担はやむを得ないが、定住圏事業において上郡町民の支払う

差額を補填する財源措置がないのか。

答 減収補填をする経費に交付税措置がないということ、その手法を含めて協議中。

民生建設常任委員会報告

○駅前広場整備

問 送迎用車両の停車スペースの確保を善処してほしい。

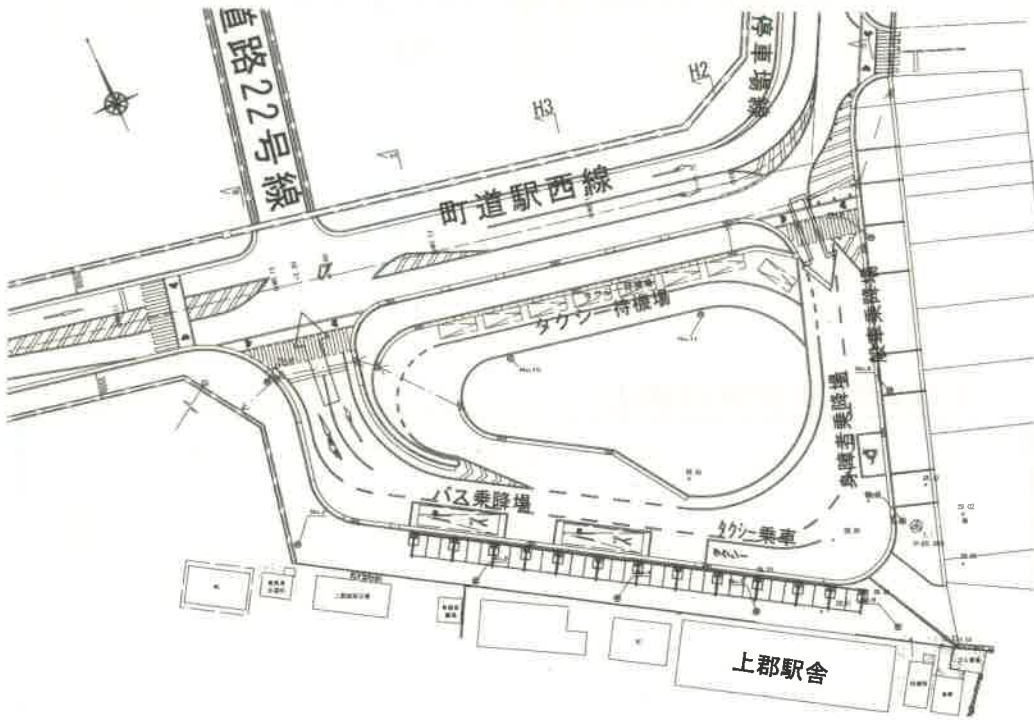
答 停車スペースを確保すべく相生警察署と協議している。

○赤松水源地移転に係る水源調査について

石戸地区簡易水道の上水道統合について、現施設は昭和46年供用開始したもので老朽化しており、水源は渓流水のため水質、水量ともに不安定な状況にあり、地元住民から上水道統合への強い要望がある。

平成23年より3ヶ年程度で事業を実施するよう検討中。

駅前広場計画平面図 (議会に提出された図面)



上郡霊苑使用状況

総区画数	305区画
受付区画数 (町外居住者)	119区画 (1区画)
墓碑工事完了数	111区画

平成22年度全議員研究会

11月18日、多可町・ベルデーホールで兵庫県町議会議長会主催の県下12町の議員と関係職員を対象とした全議員研究会が開催され、上郡町議会も参加した。講師は村田晃嗣氏（同志社大学法学部教授）で、研修の内容は「激動する世界情勢と日本の課題」であった。同氏は「世界でも日本でもまた地方でも、活性化の要は人材の育成である」ことを強調し、参加議員の多くから「説得力のある内容で有意義な研究会であった」との感想が述べられた。



議会だよりの向上を目指して

恒例の議会広報研究会が、兵庫県内の町議会広報担当者を集めてホテル北野プラザ六甲荘で11月11日に開催された。まず第31回兵庫県町議会広報紙コンクール表彰式で猪名川町、播磨町、稲美町、香美町の広報紙が表彰された後、(有)城市創事務所の城市創氏の「議会だより編集テクニック」についての講演、次いで同氏による12町の議会広報紙の診断が行われた。



当議会は第74号の診断を受けた。表紙写真(子ども議会)、

工事請負契約締結の件

駅前広場築造工事

契約方法 指名競争入札
 契約金額 61,939,500円
 契約の相手方 上郡町上郡987-1
 ㈱新岡本組
 岡本 喜男

工事委託契約締結の件

公共下水道事業上郡浄化センター外建設工事委託

契約方法 随意契約
 契約金額 152,000,000円
 契約の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3-1
 日本下水道事業団
 理事長 曾小川 久貴

の組み方は好評を得たが、細かい訂正を指示された。問題は住民が登場しないことであった。重ねての指摘でもあり、解決のうえ良い紙面づくりに一層の努力を重ねたい。

上郡町議会議員政治

倫理条例4月1日から施行

平成21年定例会で可決された表記条例(全文は「議会だよりNo.72」に掲載)の施行規則がこのほど決定され、きたる4月1日から条例が施行される。この条例は、議員が地方自治を担うものとしての責務を自ら明らかにし、町民の信任に応え町の発展に奉仕するための規範となるものである。条例では、総ての議員に条例遵守の宣誓書の提出を求め、守るべき政治倫理基準を示すと同時に、倫理基準違反の事実が公然と示された議員(対象議員)の果たすべき義務を述べている。義務の1つは審査会に出席する義務である。対象議員は自ら所属する上郡町議会と、選挙母体である有権者に釈明の義務を負っている。対象議員が義務を果たす流れは2つある。議会に対する釈明の場合は全員協議会で、釈明で疑惑が解ければそれで終

了するが、疑惑が残れば調査請求として審査会での審査へとつながる。有権者に対する釈明は説明会で行われる。説明会の開催は、有権者と対象議員が求めることができる。説明会での釈明で有権者の了解が得られればそれで終了するが、疑惑が残れば調査請求として審査会での審査へ続く。審査会の報告で条例違反が認められた場合は、議長は議会運営委員会に諮り、第13条に定める措置を講じることができる。

審査会委員に

なっってください

上郡町議会議員政治倫理審査会の委員は町民代表として学識経験者3名、町議会議員3名の6名で構成されます。審査会設置の際、学識経験者として審査会にご協力をお願いします。

上郡町議会議員政治倫理

条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上郡町議会議員の政治倫理に関する条例(平成21年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 略

(宣誓書)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める宣誓書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項で定める宣誓書の提出についての説明は、議長が選挙管理委員会に対し、立候補予定者説明会時に条例の告知と併せて行うよう、委任するものとする。

(条例第5条第1項の規則で定める期間)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める期間は、選挙権を有する町民が、政治倫理基準違反に関する事実を第2項で定める資料(以下「証する資料」という。)により認識し、又は認識し得たと認められる日から30日とする。

2 当該政治倫理基準違反に関する事実の認識、又は認識し得たと認められる日とは次のものをいう。

(1) 政治倫理基準違反に関する事実を掲載した日刊新聞紙(一定の題号を用い、時事に関する事項を日本語を用いて掲載し、日日発行するものをいう。)の発行日。

(2) 公的機関からの資料が提示された日。

(請求代表者の証明)

第5条 請求代表者は、その請求の要旨(1,000字以内)その他必要な事項を記載した政治倫理基準違反に関する説明会開催請求書(様式第2号)に証する資料を添え、議長に対し、文書をもって政治倫理基準違反に関する説明会開催請求代表者証明書(様式第4号)の交付を申請(様式第3号)しなければならない。

2 前項の申請があったときは、議長は、直ちに選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認を得たときはこれに証明書を交付し、かつその旨を告示しなければならない。

(署名押印を求める手続)

第6条 請求代表者は、政治倫理基準違反に関する説明会開催請求者署名簿(様式第5号)に政治倫理基準違反に関する説明会開催請求書及び証する資料(以下「政治倫理基準違反に関する説明会開催請求書等」という。)又はその写し、及び政治倫理基準違反に関する説明会開催請求代表者証明書又はその写しを付して、選挙権を有する町民に対し署名(盲人が公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)し押印することを求めなければならない。

2 請求代表者は、選挙権を有する町民に委任して、選挙権を有する町民について前項の規定により署名し押印することを求めることができる。委任を受けた者は、政治倫理基準違反に関する説明会開催請求書等又はその写し、及び政治倫理基準違反に関する説明会開催請求代表者証明書又はその写し、並びに署名し押印を求めるた

めの政治倫理基準違反に関する説明会開催請求代表者の委任状(様式第6号)を付した政治倫理基準違反に関する説明会開催請求者署名簿を用いなければならない。

3 請求代表者は、前項の規定により署名し押印を求めるための委任をしたときは、直ちにその受任者の氏名及び委任の年月日を文書をもって議長に届け出なければならない。この場合においては、議長は、直ちに選挙管理委員会に対し、当該受任者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

4 第1項及び第2項の署名及び押印は、前条第2項の規定による告示があった日から30日以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第5条第2項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条第5項の規定により署名を求めることができないこととなった場合においては、その期間は、これらの規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示があった日から30日以内とする。

(政治倫理基準違反に関する説明会の請求)

第7条 政治倫理基準違反に関する説明会開催請求者署名簿に署名し押印した者の数が条例第5条第2項において準用する法第74条第4項の規定により告示された選挙権を有する町民の総数の50分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第4項の規定による期間満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、同項に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内に、政治倫理基準違反に関する説明会開催請求書等に政治倫

理基準違反に関する説明会開催請求者署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を添えて、議長に対し、政治倫理基準違反に関する説明会の開催を請求しなければならない。

2 議長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合は、その日から20日以内に選挙管理委員会の協力を得て、その署名簿に署名押印した者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかを審査するとともに、当該署名簿の署名の効力を決定するものとする。この場合において、同一人に係る2以上の有効署名及び印があるときは、その1を有効と決定しなければならない。

（政治倫理基準違反に関する説明会開催請求の補正又は却下）

第8条 略

（政治倫理基準違反に関する説明会の開催）

第9条 議長は、第8条の請求を受理したときは、直ちにその旨を請求代表者及び対象議員に通知するとともに、当該政治倫理基準違反に関する説明会の開催の日時及び場所を告示しなければならない。

2 前項の告示は、遅くとも前項の説明会の開催日1週間前までにしなければならない。

3 前2項の規定は、議長が対象議員から釈明等のための政治倫理基準違反に関する説明会の開催を求められた場合について準用する。この場合において、第1項中「請求代表者及び対象議員」とあるのは「対象議員」と、「当該政治倫理基準違反に関する説明会」とあるのは「当該政治倫理基準違反に関する説明会」と読み替えるものとする。

4 対象議員は、政治倫理基準違反に関する説明会（釈明等のための政治倫理基準違反に関する説明会を含む。以下「説明会」という。）に、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。ただし、対象議員につき言語障害等が生じた場合において、その親族が議長の許可を得てその補佐人となるときは、この限りでない。

（政治倫理基準違反に関する説明会の出席者）

第10条 請求代表者及び選挙権を有する町民は、説明会へ出席することができる。

2 上郡町議会傍聴規則（平成6年3月議会規則第1号）第3条第1項の規定は前項に規定する町民の説明会への出席について、同規則第7条第1項及び第8条の規定は前項の規定による説明会への出席者について準用する。この場合において、同規則第7条（見出しを含む。）中「傍聴席」とあるのは「説明会場」と、同規則第8条（見出しを含む。）中「傍聴人」とあるのは「説明会の出席者」と、「議場」とあるのは「説明会場」と読み替えるものとする。

（政治倫理基準違反に関する説明会の主宰）

第11条 説明会は、議長がこれを主宰し、その秩序を維持するものとする。

2 略

3 略

（政治倫理基準違反に関する説明会における質問）

第12条 議長は、前条第3項の規定による釈明の機会を与えた後、請求代表者に対し、対象議員に対する質問を許可することができる。

2 議長は、前項の質問では説明会を開催した目的が十分達成されたと認められない場合その

他特に必要があると認められた場合においては、第11条の規定により出席した選挙権を有する町民に対し、対象議員に対する質問を許可することができる。

3 議長は、前2項の質問が説明会と無関係な質問、重複する質問、威嚇的又は侮辱的な質問その他適切でない質問と認めるときは、これを制限又は禁止することができる。

（政治倫理基準違反に関する説明会における答弁拒絶等）

第13条 対象議員は、出席した説明会において、自己又は自己の親族が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのあるときは、答弁を拒むことができる。

2 対象議員は、前項の規定により答弁を拒むときは、その理由を説明会において疎明するものとする。

（政治倫理調査請求書）

第14条 略

（審査会の組織等）

第15条 略

（贈収賄罪等による公訴提起後の説明会等）

第16条 略

（その他）

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。